

## VII. 電気料金・制度

### 1. 電気料金

#### (1) 電灯電力総合単価

(単位：円 / kWh)

年度	50	51	52	53	54	55	56
電 灯	15.85	17.67	19.17	18.44	19.36	28.12	28.74
電 力	10.91	12.19	13.39	12.63	13.48	21.70	22.16
合 計	12.22	13.61	14.90	14.17	15.01	23.38	23.90
年度	57	58	59	60	61	62	63
電 灯	28.80	28.99	29.13	29.25	27.03	25.74	25.20
電 力	22.40	22.42	22.43	22.60	20.57	18.95	17.98
合 計	24.10	24.18	24.21	24.38	22.31	20.79	19.94
年度	元	2	3	4	5	6	7
電 灯	24.70	24.78	24.86	24.93	24.80	24.68	24.52
電 力	17.33	17.28	17.46	17.69	17.64	17.17	17.02
合 計	19.35	19.34	19.53	19.77	19.73	19.40	19.28
年度	8	9	10	11	12	13	14
電 灯	24.28	24.68	23.65	23.33	23.50	23.36	21.89
電 力	16.75	16.98	16.15	18.13	18.14	18.04	16.22
合 計	18.99	19.27	18.43	20.34	20.41	20.30	18.68
年度	15	16	17	18	19	20	21
電 灯	21.97	21.35	21.25	21.28	21.48	22.98	20.90
電 力	16.30	15.70	22.03	23.27	23.18	25.35	23.53
合 計	18.74	18.17	21.34	21.52	21.67	23.24	21.18

- (注) 1. 総合単価 =  $\frac{\text{電気料収入} + \text{遅收料金}}{\text{販売電力量} + \text{事業用・建設工事に電力量}}$
2. 平成11年度より特定規模需要を除く。

#### (2) 電気料金改定の歴史

対象会社	実施年月日	改 定 率 (%)	改 定 要 因
9 電力	26. 8.13	平均30.1 (東京24.0)	物価上昇および第1次資産再評価実施による資本費増加のため
9 電力	27. 5.11	平均28.0 (東京24.2)	物価上昇および第2次資産再評価実施による資本費増加のため
9 電力	29.10. 1	平均11.2 (東京11.6)	電源開発および第3次資産再評価実施による資本費増加のため
東 北 電 力 北 陸 電 力	32. 7.14	東北 17.8 北陸 18.14	電源開発に伴う資本費増加のため
九 州 電 力	36. 3.21	10.5	電源開発に伴う資本費増加および水火力調整金打ち切りによる収支悪化のため

対象会社	実施年月日	改 定 率 (%)	改 定 要 因
東 京 電 力	36. 8. 5	13.7	電源開発と送・配電設備の拡充強化に伴う資本費増加および燃料費増大のため
東 北 電 力	37.12. 1	12.63	電源開発に伴う資本費増加と燃料費および購入電力増大のため
中 部 電 力	40. 4. 1	7.89	電源開発に伴う資本費増加および燃料費増大のため
北 陸 電 力	41. 8. 9	6.38	電源開発に伴う資本費増加のため
中 国 電 力	41.10.15	3.91	経営合理化による料金格差是正のため
四 国 電 力	48. 9. 29	四 国 17.75 西 22.23	公害防止、環境調和のための投資増、燃料費の急増、諸物価高騰、電源開発に伴う資本費増大のため
9 電 力	49. 6. 1	平均56.82 (東京63.04)	燃料費の高騰・環境対策費および電力供給設備拡充に伴う資本費の増大、諸物価の高騰
4 電 力	51. 6. 26	北海道 30.33 東 北 28.47 北 陸 26.06 九 州 24.84	燃料費の高騰および諸物価高騰に伴う資本費の増大
開 西 電 力	51. 8. 10	22.22	〃
4 電 力	51. 8. 31	東 京 21.01 中 部 22.47 中 国 22.19 四 国 22.81	〃
北 海 道 電 力	55. 2. 12	34.23	燃料費高騰および資本費増大
8 電 力	55. 4. 1	平均50.83 (東京 52.33) (北海道を除く)	〃
北 海 道 電 力	56.10. 1	18.11	〃
10 電 力	63. 1. 1	9電力平均 17.83(東京 19.16)	燃料費の低減
10 電 力	元. 4. 1	平均 2.96 (東京 3.11)	消費税の導入にあわせて原価補正
10 電 力	8. 1. 1	平均 6.29 (東京 5.39)	経営効率化の実績・見込による原価の低減
10 電 力	10. 2. 10	平均 4.67 (東京 4.20)	経営効率化の実績・見込による原価の低減
10 電 力	12.10. 1	平均 5.42 (東京 5.32)	経営効率化の実績・見込による原価の低減
東 京 電 力	14. 4. 1	7.02	経営効率化の実績・見込による原価の低減
東 北 電 力	14. 7. 1	7.10	経営効率化の実績・見込による原価の低減
中 部 電 力	14. 9. 1	6.18	経営効率化の実績・見込による原価の低減
7 電 力	14.10. 1	北海道 5.39 北陸 5.32 西 5.35 中 国 5.72 四 5.22 九 州 5.21 沖 5.79	経営効率化の実績・見込による原価の低減
東 京 電 力	16.10. 1	5.21	経営効率化の実績・見込による原価の低減
3 電 力	17. 1. 1	東北 4.23 中 部 5.94 九 州 5.46	経営効率化の実績・見込による原価の低減
5 電 力	17. 4. 1	北海道 4.04 北陸 4.05 西 4.53 中 国 3.53 四 4.23	経営効率化の実績・見込による原価の低減
沖 縄 電 力	17. 7. 1	3.27	経営効率化の実績・見込による原価の低減
4 電 力	18. 4. 1	東 京 4.01 開 西 2.91 中 部 3.79 九 州 3.71	経営効率化の実績・見込による原価の低減
6 電 力	18. 7. 1	北海道 2.85 東 北 3.05 北 陸 2.65 中 国 2.51 四 2.57 沖 縄 3.24	経営効率化の実績・見込による原価の低減
北 陸 電 力	20. 3. 1	-	託送料金の見直し
中 部 電 力	20. 4. 1	-	経営効率化の実績・見込による原価の低減
8 電 力	20. 9. 1	北海道 - 東 北 - 東 京 - 開 西 - 中 国 1.00 四 国 - 九 州 1.18 沖 縄 0.45	燃料費の高騰および経営効率化の実績・見込による原価の低減に伴う料金の見直し

(参 考)

10 電 力	61年6月分より61年12月分まで	9電力平均引下げ単価 2円20銭 (東京2円39銭)	円高および原油価格等の低下に伴う暫定料金引下げ措置
10 電 力	62年1月分より62年12月分まで	9電力平均引下げ単価 3円10銭 (東京3円50銭)	〃
10 電 力	5年11月分より6年9月分まで	平均引下げ単価 35銭 (東京37銭)	円高等に伴う暫定料金引下げ措置
10 電 力	6年10月分より7年6月分まで	平均引下げ単価 35銭 (東京37銭)	円高等に伴う暫定料金引下げ措置
10 電 力	7年7月分より料金改定までの間	平均引下げ単価 40銭 (東京42銭)	円高等に伴う暫定料金引下げ措置 (拡大継続)

(3) 電気料金単価表（平成22年4月1日実施）

電 灯 [ 電気供給約款 ]

契約種別		単位	料金（税込）	契約種別		単位	料金（税込）				
定額電灯	需要家料金	1契約	円 銭 52.50	臨時電灯	50VAまで	1契約 1日につき	円 銭 6.39				
	電灯料金	20Wまで	1 灯		121.26	A	50VAをこえ 100VAまで	〃	12.79		
		20Wをこえ 40Wまで	〃		196.31		100VAをこえ 500VAまでの場合 100VAまでごとに	〃	12.79		
		40Wをこえ 60Wまで	〃		270.33		500VAをこえ 1kVAまで	〃	127.95		
		60Wをこえ 100Wまで	〃		419.40		1kVAをこえ 3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	〃	127.95		
		100Wをこえる場合 100Wまでごとに	〃		419.40		B	基本料金	10A	300.30	
	小型機器料金	50VAまで	1機器		196.49	電力量料金		1kWh	26.36		
		50VAをこえ 100VAまで	〃		305.84	C		基本料金	1kVA	300.30	
		100VAをこえる場合 100VAまでごとに	〃		305.84		電力量料金	1kWh	26.36		
	従量電灯	A	最低料金		最初の8kWhまで	216.30	公衆街路電灯	需要家料金	1契約	47.25	
電力量料金			上記超過 1kWh	17.87	A	電灯料金		20Wまで	1 灯	108.66	
B		基本料金	10A	1契約				273.00	20Wをこえ 40Wまで	〃	175.31
			15A	〃				409.50	40Wをこえ 60Wまで	〃	243.03
			20A	〃				546.00	60Wをこえ 100Wまで	〃	376.35
			30A	〃				819.00	100Wをこえる場合 100Wまでごとに	〃	376.35
			40A	〃		1,092.00		小型機器料金	50VAまで	1機器	176.54
			50A	〃	1,365.00	50VAをこえ 100VAまで			〃	270.14	
電力量料金		電力量料金	最初の120kWhまで (第1段階料金)	1kWh	17.87	100VAをこえる場合 100VAまでごとに		〃	270.14		
			120kWhをこえ 300kWhまで (第2段階料金)	〃	22.86	B		基本料金	1kVA	246.75	
			上記超過 (第3段階料金)	〃	24.13			電力量料金	1kWh	16.73	
最低月額料金		1契約	216.30	最低月額料金	1契約	195.30					
C		基本料金	基本料金	1kVA	273.00	電力量料金		電力量料金	最初の120kWhまで (第1段階料金)	1kWh	17.87
			120kWhをこえ 300kWhまで (第2段階料金)	〃	22.86				上記超過 (第3段階料金)	〃	24.13

電 力 [ 電気供給約款 ]

契 約 種 別		単 位	料 金 ( 税 込 )	
低 圧 電 力	基 本 料 金	1kW	円 銭 1,071.00	
	電 力 量 料 金	1kWh	夏 季 13.20	そ の 他 季 12.16
臨 時 電 力	定 額 制 供 給	1kW 1日につき	151.64	
	従 量 制 供 給	基 本 料 金	1kW	低圧電力の該当料金の20%増
		電 力 量 料 金	1kWh	夏 季 15.47
農 事 用 電 力 <small>(かんがい排水用)</small>	基 本 料 金	1kW	420.00	
	電 力 量 料 金	1kWh	夏 季 9.54	そ の 他 季 8.84

(注) 低圧電力、および農事用電力における「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

[ 主な選択約款 ]

契約種別		単位	料金(税込)	
おトクなナイト8 (時間別電灯〔夜間8時間型〕)	基本料金	6kVA以下の場合	1契約 円 1,260.00	
		7kVA ~ 10kVAの場合	" 2,100.00	
		11kVA以上の場合	" 2,100.00円 + 273.00円 × (契約容量 - 10kVA)	
	電力量料金	昼間時間	最初の90kWhまで (第1段階料金)	1kWh 21.87
			90kWhをこえ230kWhまで (第2段階料金)	" 28.07
			上記超過 (第3段階料金)	" 29.64
			夜間時間	" 9.17
	割引額	5時間通電機器をご使用の場合は1kVAにつき241.50円割引		
			通電制御型夜間蓄熱式機器をご使用の場合は1kVAにつき136.50円割引	
	最低月額料金		1契約	306.60
おトクなナイト10 (時間別電灯〔夜間10時間型〕)	基本料金	6kVA以下の場合	1契約 1,260.00	
		7kVA ~ 10kVAの場合	" 2,100.00	
		11kVA以上の場合	" 2,100.00円 + 273.00円 × (契約容量 - 10kVA)	
	電力量料金	昼間時間	最初の80kWhまで (第1段階料金)	1kWh 23.87
			80kWhをこえ200kWhまで (第2段階料金)	" 30.74
			上記超過 (第3段階料金)	" 32.48
			夜間時間	" 9.48
	割引額	8時間通電機器をご使用の場合は1kVAにつき42.00円割引		
			5時間通電機器をご使用の場合は1kVAにつき283.50円割引	
			通電制御型夜間蓄熱式機器をご使用の場合は1kVAにつき178.50円割引	
最低月額料金		1契約	306.60	

契約種別		単位	料金(税込)		
深夜電力	深夜電力 A	1契約	円 1,127.28		
	深夜電力 B	基本料金	1kW	315.00	
		電力量料金	1kWh	9.17	
		通電制御型夜間蓄熱式機器をご使用の場合は、基本料金と電力量料金の合計を15%割引			
		第2深夜電力	基本料金	1kW	210.00
	電力量料金	1kWh	8.22		

契約種別		単位	料金(税込)	
電化上手 (季節別時間別電灯)	基本料金	6kVA以下の場合	1契約 円 1,260.00	
		7kVA ~ 10kVAの場合	" 2,100.00	
		11kVA以上の場合	" 2,100.00円 + 273.00円 × (契約容量 - 10kVA)	
	電力量料金	昼間時間	夏季	1kWh 33.37
			その他季	" 28.28
		夜間時間	朝晩時間	" 23.13
			夜間時間	" 9.17
	割引額	5時間通電機器をご使用の場合は1kVAにつき241.50円割引		
			通電制御型夜間蓄熱式機器をご使用の場合は1kVAにつき136.50円割引	
			全電化住宅の場合は、電力量料金 夏季の昼間時間を除く 迄5%割引	
最低月額料金		1契約	306.60	

おトクなナイト8 (時間別電灯 [夜間8時間型]) における「昼間時間」とは、毎日午前7時から午後11時までの時間をい、「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいいます。

おトクなナイト10 (時間別電灯 [夜間10時間型]) における「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をい、「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいいます。

電化上手 (季節別時間別電灯) における「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をい、「その他季」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。また、「昼間時間」とは、毎日午前10時から午後5時までの時間をい、「朝晩時間」とは毎日午前7時から午前10時までと午後5時から午後11時までの時間をい、「夜間時間」とは毎日午後11時から翌朝の午前7時までの時間をいいます。

全電化住宅割引は、1ヵ月につき2,100円 (税込) を上限額とします。

契約種別		単位	料金(税込)
融雪用電力	基本料金	契約使用期間の最初の3ヵ月まで	1kW 円 2,005.50
		3ヵ月超過	" 477.75
電力量料金		1kWh	11.79

契約種別	単位	料金(税込)	
低圧高負荷契約	基本料金	円 1,260.00	
		電力量料金	1kWh

契約種別		単位	料金(税込)	
農業用低圧季節別時間別電力	基本料金	5kW以下の場合	1契約 円 5,355.00	
		5kW超過の場合	" 5,355.00 + 1,071.00円 × (契約電力 - 5kW)	
	電力量料金	昼間時間	夏季	1kWh 15.98
			その他季	" 14.53
		夜間時間	"	9.48

低圧高負荷契約における「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をい、「その他季」とは毎年10月1日から翌年6月30日までの期間をいいます。

農業用低圧季節別時間別電力における「夏季」とは毎年7月1日から9月30日までの期間をい、「その他季」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。また「昼間時間」とは毎日午前8時から午後10時までの時間をい、「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいいます。

[ 電気需給約款(高圧) ]

契約種別	単位	区分	料 金 (税 込)	
業務用季節別 時間帯別電力	基本料金	1kW	円 銭 1,638.00	
		電力量料金	1kWh	ピーク 16.60
	昼間		夏季 15.92	
			その他季 14.56	
	夜間	9.20		
高圧季節別 時間帯別電力	基本料金	契約電力500kW以上 1kW	1,732.50	
		契約電力500kW未満 1kW	1,233.75	
	電力量料金	1kWh	ピーク 15.34	
		昼間	夏季 14.71	
			その他季 13.30	
	夜間	9.20		
		電力量料金	1kWh	ピーク 17.23
	昼間			夏季 16.55
			その他季 15.19	
	夜間	9.20		
	業務用電力	基本料金	1kW	1,638.00
		電力量料金	1kWh	夏季 13.75
その他季 12.65				
高圧電力	基本料金	契約電力500kW以上 1kW	1,732.50	
		契約電力500kW未満 1kW	1,233.75	
	電力量料金	1kWh	夏季 12.44	
		その他季 11.47		
	電力量料金	1kWh	夏季 13.59	
電力量料金	1kWh	その他季 12.51		

[ 電気需給約款(特別高圧) ]

契約種別	単位	区分	料 金 (税 込)
特別高圧季節別 時間帯別電力A	基本料金	20kV供給 1kW	円 銭 1,585.50
		60kV供給 1kW	1,533.00
	電力量料金	20kV供給 1kWh	ピーク 13.96
			昼間
		その他季 12.28	
		夜間	9.02
			60kV供給 1kWh
	昼間	夏季 13.17	
		その他季 12.07	
	夜間	8.81	
特別高圧季節別 時間帯別電力B	基本料金	20kV供給 1kW	1,585.50
		60kV供給 1kW	1,533.00
		140kV供給 1kW	1,480.50
	電力量料金	20kV供給 1kWh	ピーク 13.96
			昼間
		その他季 12.28	
		夜間	9.02
			60kV供給 1kWh
	昼間	夏季 13.17	
		その他季 12.07	
	夜間	8.81	
	140kV供給 1kWh	昼間	ピーク 13.54
夏季 12.96			
その他季 11.81			
夜間	8.66		
特別高圧電力A	基本料金	20kV供給 1kW	1,585.50
		60kV供給 1kW	1,533.00
	電力量料金	20kV供給 1kWh	夏季 12.24
		その他季 11.28	
		60kV供給 1kWh	夏季 12.00
その他季 11.07			
特別高圧電力B	基本料金	20kV供給 1kW	1,585.50
		60kV供給 1kW	1,533.00
		140kV供給 1kW	1,480.50
	電力量料金	20kV供給 1kWh	夏季 11.70
			その他季 10.80
		60kV供給 1kWh	夏季 11.47
			その他季 10.59
140kV供給 1kWh	夏季 11.24		
	その他季 10.38		

#### (4) 主な契約種別の電気料金計算式(1ヵ月の料金)

契約種別		計 算 式
定 額 電 灯		52円50銭(需要家料金)+電灯料金+小型機器料金±燃料費調整額+太陽光発電促進付加金
従量電灯A	使用電力量8kWh以下の場合	216円30銭(最低料金)±燃料費調整額+太陽光発電促進付加金
	使用電力量9kWh以上の場合	{216円30銭+17円87銭×(使用電力量-8kWh)}±燃料費調整額+太陽光発電促進付加金
従量電灯B・C	基本料金	
	・従量電灯B...契約電流(10A~60A)別の基本料金	
	・従量電灯C...273円00銭×契約容量	
	電力量料金	使用電力量が120kWhまでの場合 17円87銭×使用電力量±燃料費調整額
B	使用電力量が120kWhをこえ300kWhまでの場合	17円87銭×120kWh+22円86銭×(使用電力量-120kWh)±燃料費調整額
	使用電力量が300kWhを超過する場合	17円87銭×120kWh+22円86銭×180kWh+24円13銭×(使用電力量-300kWh)±燃料費調整額
C	合 計	基本料金+電力量料金+太陽光発電促進付加金
おトクなナイト8	基本料金	
	6kVA以下の場合	1,260円00銭
	7kVA~10kVAの場合	2,100円00銭
	11kVA以上の場合	2,100円00銭+273円00銭×(契約容量-10kVA)
	電力量料金	
	昼間使用電力量が90kWhまでの場合	21円87銭×昼間使用電力量+9円17銭×夜間使用電力量±燃料費調整額
昼間使用電力量が90kWhをこえ230kWhまでの場合	21円87銭×90kWh+28円07銭×(昼間使用電力量-90kWh)+9円17銭×夜間使用電力量±燃料費調整額	
昼間使用電力量が230kWhを超過する場合	21円87銭×90kWh+28円07銭×140kWh+29円64銭×(昼間使用電力量-230kWh)+9円17銭×夜間使用電力量±燃料費調整額	
割引額	5時間通電機器をご使用の場合	241円50銭×5時間通電機器の総容量(kVA)
	通電制御型夜間蓄熱式機器をご使用の場合	136円50銭×通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量(kVA)
合 計		基本料金+電力量料金-割引額+太陽光発電促進付加金
電 化 手	基本料金	
	6kVA以下の場合	1,260円00銭
	7kVA~10kVAの場合	2,100円00銭
	11kVA以上の場合	2,100円00銭+273円00銭×(契約容量-10kVA)
	電力量料金	
	夏季の場合	33円37銭×昼間使用電力量+23円13銭×朝晩使用電力量+9円17銭×夜間使用電力量±燃料費調整額
その他季の場合	28円28銭×昼間使用電力量+23円13銭×朝晩使用電力量+9円17銭×夜間使用電力量±燃料費調整額	
割引額	5時間通電機器をご使用の場合	241円50銭×5時間通電機器の総容量(kVA)
	通電制御型夜間蓄熱式機器をご使用の場合	136円50銭×通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量(kVA)
全電化住宅割引	全電化住宅割引適用の場合	夏 季 (23円13銭×朝晩使用電力量+9円17銭×夜間使用電力量)×5%
		その他季 (28円28銭×昼間使用電力量+23円13銭×朝晩使用電力量+9円17銭×夜間使用電力量)×5%
合 計		基本料金+電力量料金-割引額-全電化住宅割引額+太陽光発電促進付加金

(注) 1. 燃料費調整額については、105ページをご参照下さい。  
2. 太陽光発電促進付加金については、107ページをご参照下さい。

## (5) 燃料費調整制度について

### 燃料費調整制度の基準単価

		単 位	基 準 単 価 (税込)		
従 量 制	低圧供給（電灯、低圧電力など）		1kWh	円 銭 0.190	
	高圧供給		〃	0.185	
	特別高圧供給		〃	0.182	
定 額 制	定額電灯・公衆街路灯A	電	20Wまで	1 灯	1.476
			20Wをこえ40Wまで	〃	2.953
		灯	40Wをこえ60Wまで	〃	4.429
			60Wをこえ100Wまで	〃	7.382
			100Wをこえ100Wまでごとに	〃	7.382
	小型機器	50VAまで	1 機 器	2.205	
		50VAをこえ100VAまで	〃	4.410	
		100VAをこえ100VAまでごとに	〃	4.410	
	制	臨時電灯A	50VAまで	1契約1日につき	0.060
50VAをこえ100VAまで			〃	0.119	
100VAをこえ500VAまでの100VAまでごとに			〃	0.119	
500VAをこえ1kVAまで			〃	1.190	
1kVAをこえ3kVAまでの1kVAまでごとに			〃	1.190	
臨時電力		1kW1日につき	1.251		
深夜電力A		1契約	19.005		

#### 燃料費調整単価の算定方法

- 平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合、ご使用量1kWhあたりの燃料費調整単価を「基準単価」とします。
- 平均燃料価格は原油・LNG・石炭の3ヵ月の貿易統計価格を基に算定した原油換算値1kℓあたりの価格で、つぎのように算定します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times \quad (\text{100円未満四捨五入})$$

A : 3ヵ月における1kℓあたりの平均原油価格	: 0.2782
B : 3ヵ月における1tあたりの平均LNG価格	: 0.3996
C : 3ヵ月における1tあたりの平均石炭価格	: 0.2239

- 平均燃料価格と基準単価から燃料費調整単価を算出します。

イ．平均燃料価格が42,700円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (42,700\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$

ロ．平均燃料価格が42,700円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,700\text{円}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$

低圧で受電されるお客さまについては、平均燃料価格が64,100円を上回る場合は、64,100円を上限価格とし、それを上回る部分については調整を行いません。

燃料費調整制度による電気料金（1ヵ月）の算出方法（従量制のお客さまの場合）

$$\begin{array}{c}
 \text{電気料金} \\
 \text{（税込）}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{基本料金} \\
 \text{（税込）}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{電力量} \\
 \text{料金単価} \\
 \text{（税込）}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{1ヵ月の} \\
 \text{使用電力量}
 \end{array}
 \pm
 \begin{array}{c}
 \text{燃料費調整額} \\
 \begin{array}{c}
 \text{1 燃料費調整単価} \\
 \text{（税込）}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{1ヵ月の} \\
 \text{使用電力量}
 \end{array}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{2 太陽光発電} \\
 \text{促進付加金} \\
 \text{（税込）}
 \end{array}$$

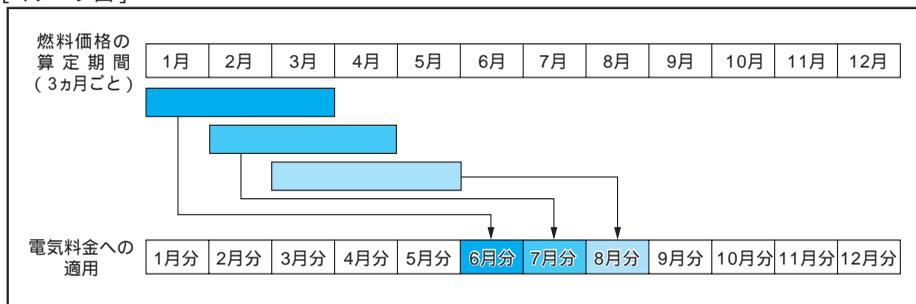
（ 平均燃料価格が42,700円を上回った場合 + ）  
 （ 平均燃料価格が42,700円を下回った場合 - ）

- 1 毎月の「燃料費調整単価」は当社の支店・支社等に掲示する他、毎月お届けしている「電気ご使用量のお知らせ」やインターネットホームページ等でお知らせします。
- 2 太陽光発電促進付加金については、107ページをご参照下さい。

燃料価格の算定期間と電気料金への適用

各月分の燃料費調整単価は、3ヵ月ごとの平均燃料価格にもとづき算定いたします。例えば、1～3月分の平均燃料価格にもとづき算定された燃料費調整単価は、6月分の電気料金に適用いたします。

[ イメージ図 ]

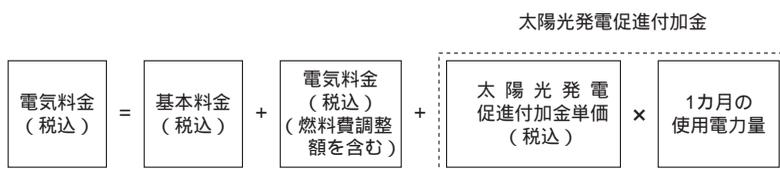


(6) 太陽光発電の新たな買取制度による太陽光発電促進付加金について

「太陽光発電の新たな買取制度」の開始にともない、太陽光発電からの買い取りに要した費用を「太陽光発電促進付加金」として、電気をお使いになる全てのお客さまにご負担いただくことになりました。

買取の条件等については、116ページをご参照下さい。

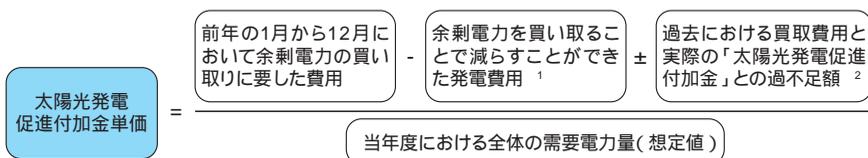
太陽光発電促進付加金のご負担方法のイメージ（従量制のお客さまの場合）



「太陽光発電促進付加金単価」は、当社ホームページに掲載する他、「電気ご使用量のお知らせ」や電気料金等請求書（電気料金等内訳書）等でお知らせします。

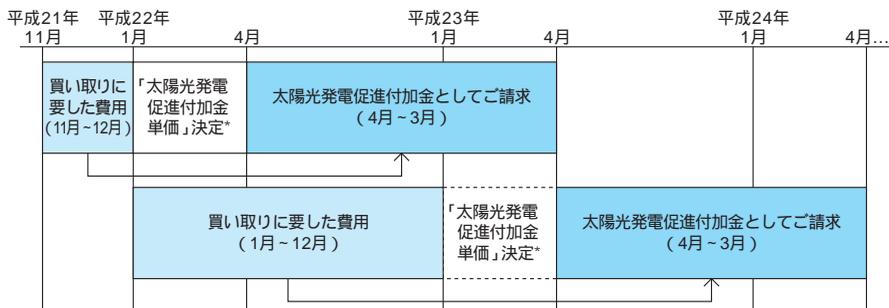
太陽光発電促進付加金単価の算出方法

毎年、前年の1月から12月における余剰電力の買い取りに要した費用の実績をもとに、当年度の4月分から3月分料金までに適用される「太陽光発電促進付加金単価」が算定されます。



- 1 電力会社が太陽光発電の電気を買取ることによって電気の供給のために必要な発電量を減少することが可能となり、燃料費などの支出を免れた費用。
- 2 実績需要電力量が想定需要電力量と差が生じた場合に発生する買取費用との過不足額や、単価の算定にあたって端数処理（切捨て）した場合に発生する買取費用の不足額の合計。

## 太陽光発電促進付加金単価の算定サイクル



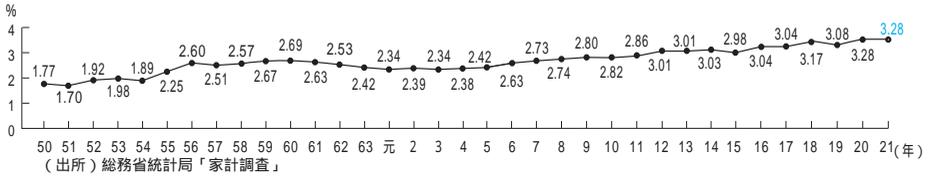
\* 「太陽光発電促進付加金単価」は、毎年、当社が買い取りに要した費用や需要電力量等をもとに算定した後、国の審議会（買取制度小委員会）での審議を経て決定されます。

## 太陽光発電促進付加金単価（平成22年度）

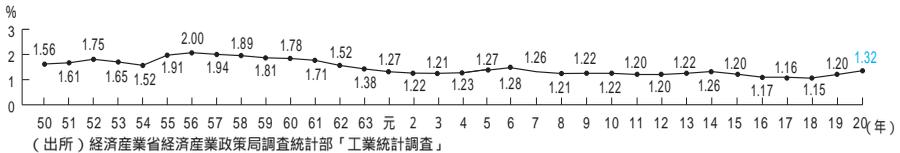
		単 位	太陽光発電促進付加金単価 (税込)	
従 量 制	従量制	低圧供給（電灯、低圧電力など）	円 0.00	
		高圧供給	0.00	
		特別高圧供給	0.00	
定 額 制	定額電灯・公衆街路灯A	電灯	20Wまで	1 灯 0.00
			20Wをこえ40Wまで	0.00
			40Wをこえ60Wまで	0.00
			60Wをこえ100Wまで	0.00
			100Wをこえ100Wまでごとに	0.00
		小型機器	50VAまで	1 機器 0.00
			50VAをこえ100VAまで	0.00
			100VAをこえ100VAまでごとに	0.00
	制	臨時電灯A	50VAまで	1契約1日につき 0.00
			50VAをこえ100VAまで	0.00
100VAをこえ500VAまでの100VAまでごとに			0.00	
500VAをこえ1kVAまで			0.00	
1kVAをこえ3kVAまでの1kVAまでごとに			0.00	
深夜電力A		1契約 0.00		

## (7) 電気料金の家計費、生産額に占める割合

### a. 電気料金の家計費に占める割合（全国全世界帯）



### b. 電気料金の生産額に占める割合（製造業計）



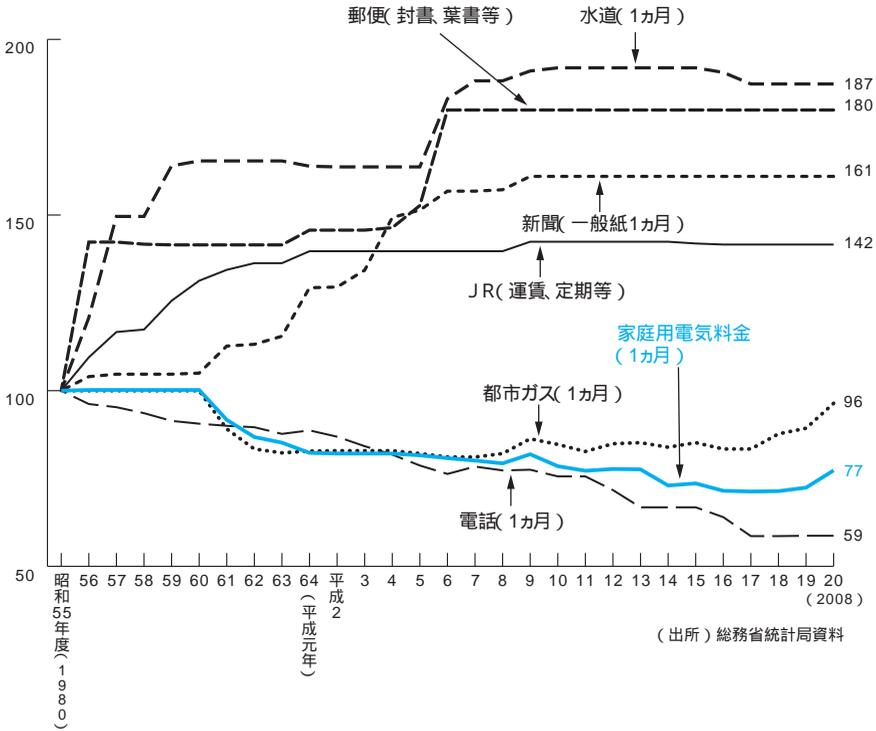
### c. 電気料金の生産額に占める割合（産業別）

業種	生産額に占める購入電力使用額 (%)															
	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
食料品	1.09	1.11	1.13	1.12	1.15	1.15	1.13	1.16	1.20	1.20	1.18	1.18	1.21	1.21	1.25	1.26
繊維 <sup>1</sup>	2.46	3.01	2.96	2.89	2.92	2.92	2.88	2.91	2.98	3.01	2.88	2.82	2.91	2.82	2.83	2.31
紙・パルプ	2.05	2.00	1.84	1.78	1.87	1.86	1.80	1.82	1.88	1.99	1.88	1.84	1.88	2.01	2.05	2.10
化学	1.63	1.57	1.54	1.51	1.55	1.53	1.45	1.46	1.45	1.44	1.40	1.39	1.44	1.53	1.54	1.68
石油・石炭製品	0.64	0.66	0.68	0.64	0.55	0.52	0.44	0.38	0.36	0.35	0.35	0.32	0.29	0.26	0.34	0.37
窯業・土石	3.19	3.16	3.16	3.03	3.04	3.04	2.95	2.90	2.99	3.20	3.14	3.05	2.92	2.96	3.02	3.23
鉄鋼	3.77	3.80	3.75	3.60	3.66	3.59	3.62	3.74	3.82	3.92	3.54	3.20	2.87	2.97	2.92	3.05
非鉄金属	2.79	2.80	2.60	2.45	2.46	2.50	2.61	2.55	2.58	2.54	2.58	2.34	2.19	1.75	1.66	1.98
(亜鉛)	(15.06)	(15.88)	(14.32)	(11.52)	(10.83)	(11.98)	(11.91)	(12.42)	(14.84)	(16.48)	(14.38)	(17.57)	(12.97)	(9.06)	(10.85)	(13.79)
一般機械 <sup>2</sup>	0.80	0.82	0.77	0.75	0.76	0.77	0.82	0.81	0.83	0.88	0.83	0.78	0.76	0.72	0.73	0.79
電気機械	0.92	0.91	0.89	0.87	0.86	0.91	0.92	0.89	0.98	0.83	0.76	0.75	0.76	0.76	0.72	0.69
輸送用機械	0.77	0.80	0.80	0.78	0.78	0.78	0.75	0.77	0.73	0.67	0.64	0.63	0.60	0.56	0.63	0.69
製造業計	1.27	1.28	1.26	1.21	1.22	1.22	1.20	1.20	1.22	1.26	1.20	1.17	1.16	1.15	1.20	1.32

(出所) 経済産業省経済産業政策局調査統計部「工業統計調査」

- 平成20年度から衣服、その他の繊維製品を含む。
- 平成20年度から「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」の合計値。(分類変更に伴い、旧分類の「精密機械器具製造業」の一部を含む。)

参考 電気料金と他の公共料金等との上昇率比較（東京都区部）

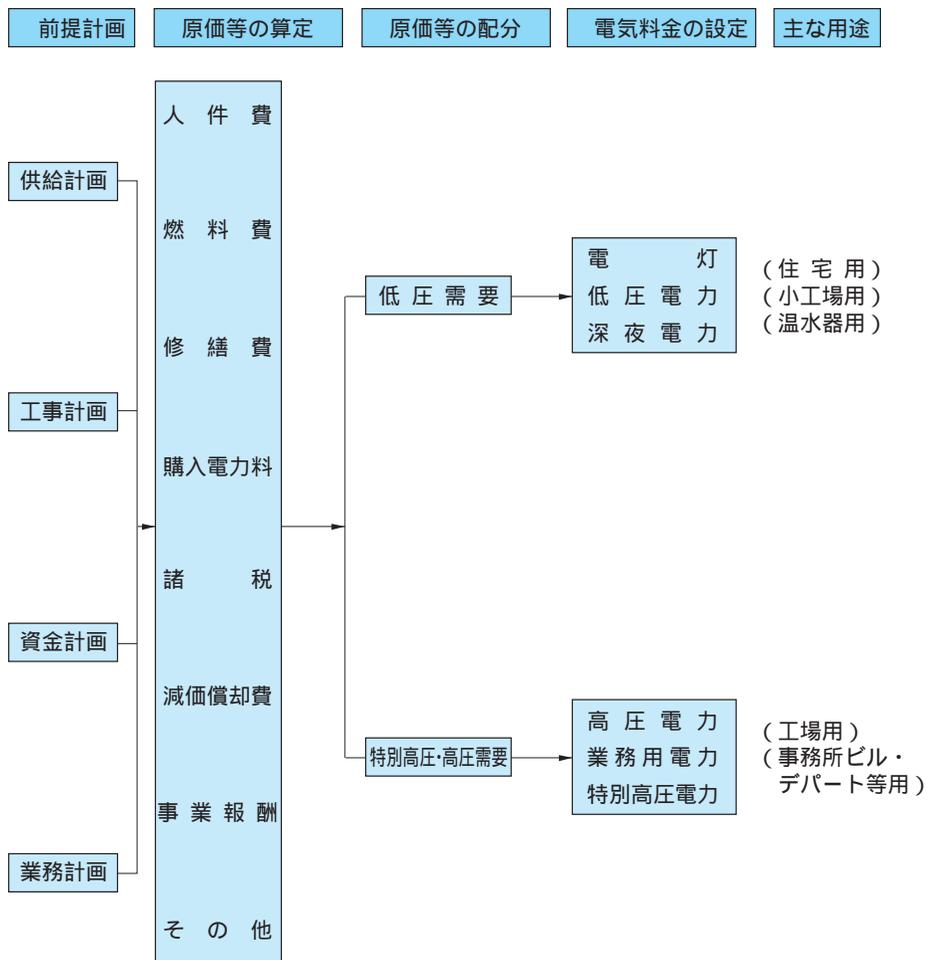


## (8) 家庭用電気器具使用料金参考表

No.	器具名	定格消費電力 (W)	使用電力量		金額 (円)	備考
			使用条件	電力量 (kWh)		
1	蛍光灯 (20W型)	18	10時間点灯	0.18 ( )	4.1	Nationalランプ総合カタログ2007より バルック蛍光灯 Nationalランプ総合カタログ2007より バルック蛍光灯
			#	0.28 ( )	6.4	
2	白熱灯 (60W型)	54	#	0.54	12.3	Panasonic シリカ電球
3	電球形蛍光灯 (60Wタイプ)	10	#	0.10	2.3	Panasonic バルックボールプレミア
4	電球形LEDランプ (60Wタイプ)	6.9	#	0.07	1.6	東芝ライテック LEL-AW6L/2
5	Hジャー炊飯器 (1.0L)【炊飯】	1,100	炊飯1回 (白米3合)	0.19	4.3	象印マホービン NP-PE10 象印マホービン NP-PE10 1時間あたりの保温時消費電力量を示す
			17k(Wh) 保温10時間 (白米3合)	0.21	4.7	
6	電子レンジ	1,460	出力500Wでほうれん草200gを3分間加熱調理したとき (水を加えずに加熱)	0.05	1.1	シャープ RE-LA1S
7	IHクッキングヒーター (100V)	1,300	18cm炊ホーロ一貫20 の水を90 まで加熱する電力量	0.18	4.0	TESCOM TIH202
			18cm炊ホーロ一貫20 の水を90 まで加熱する電力量	0.17	4.0	
8	トースター	1,000	トースト用の自動メニューで約3分使用 (食/2枚)	0.05	1.1	松下電器 NT-T57
9	冷蔵庫 (430L)	電動機 133 電熱装置 177	温度設定「冷蔵室4、冷凍室-18」、扉開閉あり、JISに準拠した、1ヶ月あたり12月31日換算の消費電力量	44.0	1006.1	日立アプライアンス R-SF43WM
10	電気こたつ	500	「中」設定で1時間使用	0.10	2.3	松下電器 DK-R80CD
11	電気かけしき毛布	66	「中」設定で1時間使用	0.03	0.7	松下電器 CB-R25M
12	電気カーペット (2畳)	580	「中」設定で1時間使用	0.21	4.8	松下電器 DC-2KM
13	扇風機	45	「強風」モードで1時間使用	0.04	1.0	三洋電機 EF-30SM
14	エアコン 8～12畳 (冷房)	480	10時間運転した場合の1時間あたりの平均消費電力量 (室内温度を33 にしてから5.2kWの熱負荷を加えたかつ10時間運転したときの消費電力量を測定し、1時間平均値とした値。)	0.39	8.9	ダイキン F28DTRS
			10時間運転した場合の1時間あたりの平均消費電力量 (室内温度を10 にしてから3.1kWの熱負荷を加えたかつ10時間運転したときの消費電力量を測定し、1時間平均値とした値。)	0.84	19.3	
15	縦型洗濯乾燥機【ヒーター乾燥方式】 (洗濯容量8kg、乾燥容量6kg)	300	洗濯物4.5kgを1回【洗い-脱水】した時 (JIS C9606で規定されている試験布)	0.06	1.3	松下 NA-FV8001
	ドラム式洗濯乾燥機【ヒーター乾燥方式】 (洗濯容量9kg、乾燥容量6kg)	最大1,350 (電動機:250 電熱装置:1,280)	洗濯物4.5kgを1回【洗い-乾燥】した時 (JIS C9606で規定されている試験布)	2.82	64.5	松下 NA-V900
	ドラム式洗濯乾燥機【ヒートポンプ乾燥方式】 (洗濯容量9kg、乾燥容量6kg)	最大810 (電動機:160)	洗濯物4.5kgを1回【洗い-乾燥】した時 (JIS C9606で規定されている試験布)	1.64	37.5	松下 NA-VR2200
16	衣類乾燥機 (5.0kg)	1,400 (強運転)	標準コースで洗濯物4.5kgを1回【乾燥】した時 (日本電機工業会会で定められた洗濯物の量)	2.73	62.4	松下電器 NH-D502
17	アイロン	1,000	「強」設定で約10分使用	0.09	2.0	松下電器 NI-CLS1
18	掃除機	1,000～約200	「強」モードで30分使用	0.44	10.1	松下電器 MC-S84XD「掃除機 選び方・使い方ガイド」
19	ヘッドライザー	1,200	温風で5分使用	0.09	2.1	日立 HD-1253
20	プラウ管テレビ (36V型)	230	テレビを1時間視聴時	0.20	4.5	ソニー KD-36HR500 (地上アナログ放送1時間視聴時)
	液晶テレビ (37V型)	228	テレビを1時間視聴時	0.21	4.9	シャープ LC-37GX2 (地上波デジタル放送30分視聴時を1時間データに換算)
	プラズマテレビ (42V型)	345	テレビを1時間視聴時	0.35	8.0	松下電器 TH-42PX600 (地上波デジタル放送30分視聴時を1時間データに換算)
21	ステレオ (MDコンボ)	85	CDを1時間かけた場合	0.03	0.7	ケンウッド SL-3MD
22	DVDビデオレコーダー	37	映画を1時間視聴時	0.03	0.6	パイオニア DVR-HG765 (内蔵HDD200GB)
23	庭園灯 (水銀灯) (40W型)	40	10時間点灯	0.40 ( )	9.1	Nationalランプ総合カタログ2007より 蛍光水銀灯
24	生ゴミ処理機 (乾燥式)	770	1回運転時 (標準生ゴミ700g/日で16日投入した場合の1日あたりの消費電力)	1.42	32.5	松下電器 MS-N47
25	食器洗い乾燥機 (卓上タイプ)	135/1,100/1,235 モーター/ヒーター/最大	標準コース (洗浄・乾燥) で運転時 6人分の食器を洗浄 (約85分)	0.90	20.6	東芝 DWS-60X6 コスト合計 (電気・水道・洗剤) 30.1円
26	空気清浄機	46	1時間使用	0.05	1.1	ダイキン工業 ACM75E-W (連続ターボ運転)
27	除湿機 (コンプレッサー方式)	192	1時間使用	0.19	4.3	東芝ホームテクノ (株) RAD-63DRX (衣類乾燥連続運転モード)
28	加湿器 (ハイブリッド式)	390	1時間使用	0.39	8.9	三菱電機 SV-H603 (連続加湿モード)

- (注) 1. 定格消費電力(W)は、メーカーカタログ値による。  
2. 上記の使用電力量は、シェアの高いメーカーから代表機種を測定した値である。  
3. 使用器具の金額  
使用条件における消費電力量(kWh) × 1kWhあたりの単価22円86銭 (税込み)  
4. この金額は、「従量電灯B」第2段階電力量料金の1kWhあたりの単価22円86銭 (税込み) で計算したもので、基本料金を含まない。  
5. ( )印はメーカーカタログ値を採用した。  
6. 発売当時の社名を表記。

## (9) 電気料金算定のプロセス



(注) 事業報酬は、支払利息・配当金等にあたるもので、特定固定資産、核燃料資産、建設中の資産、繰延償却資産、運転資本及び特定投資の合計をレートベースとし、これに報酬率を乗じたものです。

## 2. 制 度

### (1) 用途別契約口数と契約電力

(平成22年3月末)

用途		項目		需 要 数		
				契約口数	契約kW数	
特 定 規 模 需 要  以 外 の 需 要	電 灯 需 要	定 額 電 灯		448,483		
		従 量 電 灯		A・B	19,999,675	
				C	1,248,162	15,464,713
		そ の 他 電 灯	臨 時 電 灯		58,776	
			公 衆 街 路 灯		3,750,484	
			( 選 択 約 款 )		900,286	7,952,285
			計		4,709,546	
	電 灯 計		26,405,866			
	電 力 需 要	低 圧 電 力		( 168 )	( 3,873 )	
				1,737,845	13,244,728	
		そ の 他 電 力	臨 時 電 力		4,758	106,984
			農 事 用 電 力		10,762	57,209
			建 設 工 事 用 電 力		374	6,782
事 業 用 電 力			63,441	55,102		
( 選 択 約 款 )			375,907	1,550,091		
計		455,242	1,776,167			
電 力 計		2,193,087	15,020,895			
電 灯 電 力 計		28,598,953				

- (注) 1. 電気関係報告規則のデータ項目を基に記載。  
 2. 電灯需要の選択約款は、時間帯別電灯 [ 8時間型 ] [ 10時間型 ]、季節別時間帯別電灯、低圧高負荷契約の合計。  
 3. 低圧電力の( )は、農業用低圧季節別時間帯別電力の別掲。  
 4. 電力需要のその他電力選択約款は、深夜電力、第二深夜電力、融雪用電力、農業用低圧季節別時間帯別電力の合計。  
 5. 四捨五入にて記載。  
 6. 特定規模需要を含まない需給契約ベースの数値。

(2) 当社の深夜電力利用電気給湯機の加入口数

年度末	50	55	60	2	7	9	10	11	12
契約口数	128,429	384,609	472,942	516,538 (2,169)	546,465 (42,332)	548,575 (58,747)	549,090 (64,886)	550,529 (70,954)	552,961 (77,723)
年度末	13	14	15	16	17	18	19	20	21
契約口数	560,610 (90,447)	573,884 (115,138)	596,906 (151,680)	635,713 (204,043)	711,366 (290,147)	814,747 (405,055)	940,232 (541,440)	1,081,470 (693,963)	1,217,835 (842,069)

- (注) 1. 平成2年度より「時間帯別電灯料金制度」がスタートしたことにより、採録対象を深夜電力+時間帯別電灯(夜間蓄熱型機器保有分)+低圧高負荷契約(夜間蓄熱型機器保有分)口数とした。
2. ( )は、時間帯別電灯[夜間8時間型][夜間10時間型]季節別時間帯別電灯、低圧高負荷契約の夜間蓄熱型機器保有分で再掲。

### (3) 低圧のお客さまにお選びいただける選択約款メニュー

選択約款メニュー	概要
時間帯別電灯[夜間8時間型] (「おトクなナイト8」) 時間帯別電灯[夜間10時間型] (「おトクなナイト10」)	夜間を割安に昼間を割高に料金を設定し、割安な夜間の使用割合を高くしていただくほど電気料金が割安になるメニュー。
季節別時間帯別電灯 (「電化上手」)	エコキュートや電気温水器などの夜間蓄熱式機器等(総容量が1kVA以上)を使用し、キッチンも電気というお客さまにおすすめのメニュー。なお、全電化住宅のお客さまを対象とした「全電化住宅割引」もあります。
電化厨房住宅契約 (「スマイル・クッキング割引」)	IHなどの定格電圧200Vのクッキングヒーターのご使用により電気料金が割引になるメニュー。
低圧高負荷契約	電灯・動力設備をあわせて年間を通じて効率的に使用していただくことにより、電気料金が割安になるメニュー。
農業用低圧季節別時間帯別電力	農作物の栽培のために電気式の冷暖房(動力)をご使用のお客さまにおすすめのメニュー。
低圧蓄熱調整契約	蓄熱式冷暖房機器などの蓄熱式運転により、昼間から夜間へ負荷を移行していただくことにより電気料金が割引になるメニュー。
口座振替割引	電気料金を口座振替で、かつ、初回引き落としでお支払いいただくことにより、電気料金が割引になるメニュー。
一括前払契約	半年分あるいは1年分の電気料金をあらかじめ一括して口座振替でお支払いいただくことにより、電気料金が割引になるメニュー。
深夜電力 第2深夜電力	電気温水器などを夜間に限定してご使用いただける場合に、電気料金が割安になるメニュー。
融雪用電力	融雪のため、毎年一定期間に限り動力を使用するお客さまで、2時間の遮断時間を設定できる場合に電気料金が割安になるメニュー。

#### (4) 太陽光発電の新たな買取制度

平成21年11月1日より「太陽光発電の新たな買取制度」が開始され、お客さまが設置された太陽光発電設備から発生する余剰電力（自家消費した分を差し引いた余りの電気）は法令で定める条件により電力会社が買い取らせていただくこととなりました。

なお、買い取りに要した費用は、「太陽光発電促進付加金」（詳細は107-108ページをご参照下さい）として、電気をお使いになる全てのお客さまにご負担いただくこととなっております。

##### 買取対象

買取対象は太陽光発電設備からの余剰電力となります。ただし、発電事業目的で設置されたもの等は、買取対象外となります。

##### 買取単価

(円/kWh、税込)

太陽光発電設備容量	区分	住宅用( 低圧供給 )		非住宅用( 高圧供給 )	
		太陽光単独の場合	その他発電設備等を併設の場合	太陽光単独の場合	その他発電設備等を併設の場合
10kW未満		48.00	39.00	24.00	20.00
10kW以上		24.00	20.00		

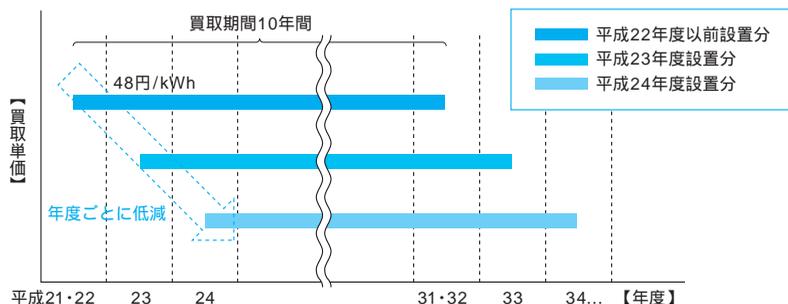
上の表の単価は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに太陽光発電設備の設置申込を受け付け、平成23年6月30日までに買取を開始した場合に適用いたします。

「その他発電設備等を併設の場合」とは、太陽光発電設備以外の自家発電設備等（家庭用燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等）を併設されている場合で、かつ、当該設備から発生した電気の当社系統への逆潮流はないものの、当該設備の併設によって太陽光発電設備から発電された電気の当社系統への逆潮流量が増加しうる場合をいいます。

##### 買取期間と買取単価の見直し

買取単価は、太陽光発電設備の設置年度に応じて、各年度の単価を適用致します。太陽光発電設備を設置以降10年間は、同一の単価で買い取らせていただきます。なお、買取単価は年度毎に低減される方向で見直される予定です。

買取期間と買取単価( 国の審議会( 買取制度小委員会 ) 資料より作成したイメージ図 )  
[ 住宅用・太陽光発電設備容量 10kW 未満・太陽光単独の場合 ]



平成23年度以降の買取単価は、正式には太陽光発電設備の価格の低減状況を踏まえて、毎年度国の審議会（買取制度小委員会）で審議され、経済産業大臣より示されることとなっております。

## (5) 接続供給サービス

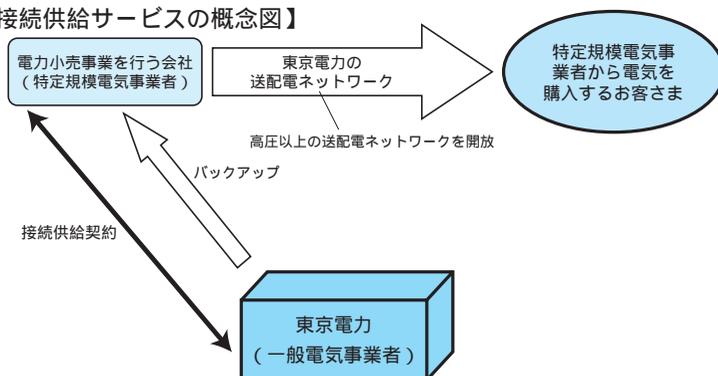
電力の小売自由化に伴い、電力小売事業を行う会社に対し当社の送配電ネットワークによる「接続供給サービス」を行っております。

電力小売事業を行う会社がお客さま（注）に電気を供給する際に、当社は電力小売事業を行う会社から電気を受け取り、送配電ネットワークを通じてお客さま施設の設置場所まで電気をお届けします。

（注）小売自由化の対象となるのは高圧以上で受電するお客さまです。

電力小売事業を行う会社において、発電量が需要量の変動に追いつけなかった場合に、当社は不足する電気をバックアップします。

### 【接続供給サービスの概念図】



接続送電サービスについては、経済産業省令による算定ルールにより、当社が電気を供給するお客さまの負担するネットワークコストと公平な料金設定をしました。

[参考] 「標準接続送電サービス」の料金（平成22年4月1日実施）

高圧で供給する場合　：基本料金577.50円/kW、電力量料金2.47円/kWh

特別高圧で供給する場合：基本料金393.75円/kW、電力量料金1.34円/kWh

料金は、太陽光発電促進付加金を加えたものとなります。

接続供給サービスのお問い合わせ・お申し込みは「ネットワークサービスセンター」で承ります。

ネットワークサービスセンター

〒100-0006東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル12階

TEL：03-3509-1709